

諮問庁：法務大臣

諮問日：令和5年3月9日（令和5年（行個）諮問第81号）

答申日：令和6年2月1日（令和5年度（行個）答申第163号）

事件名：特定刑事施設が保有する本人に係る診療録等の一部開示決定に関する  
件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年12月28日付け仙管発第1677号により仙台矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）において、不開示とした情報のうち、一部について、不開示としたことに理由はない。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由の要旨は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、審査請求人は意見書を提出しているが、審査請求の理由に該当する記載が見受けられないので、その内容は記載しない。

##### （1）不服部分の表示

ア 令和4年12月5日受付第個〇〇号 診療録（特定年月日Aから特定年月日Bまで）（特定刑事施設）の法78条7号該当部分とされる  
特定病院のFAX番号

情報の不開示

イ 同診療録及び新型コロナウイルス接種予診票（特定刑事施設）の法78条5号該当部分とされる

本人の現在の居室

情報の不開示

##### （2）審査申立の理由

ア 特定病院のFAX番号については、理由はない。

なぜなら、開示されている証拠がある。TEL・FAX番号として、

特定医療機関A ○○○-○○○-○○○○  
特定医療機関B ○○○-○○○-○○○○  
特定法務局 ○○○-○○○-○○○○  
〃 ○○○-○○○-○○○○  
特定刑事施設 ○○○-○○○-○○○○  
〃 ○○○-○○○-○○○○  
特定医療機関C ○○○-○○○-○○○○  
特定医療機関D ○○○-○○○-○○○○  
特定医療機関E ○○○-○○○-○○○○

と診療録などを処分庁より開示され、上記のとおり番号は知れていることからして以て不開示につき理由はない。

イ 本人の現在の居室についても理由はない。

なぜなら

(ア) 審査申立人が自ら開示請求人であること

(イ) 審査申立人が自ら記載した事項も含まれること

(ウ) 信書の発信の際は封被封緘部分の裏面等に自身の収容居室等の記入が定められており、不特定多数の外部の者らに周知出来る情報であること

(エ) 信書の受信の際は刑務所が封被表面の収容者氏名の横部分に、称呼番号や収容居室を記入した上で収容者に受信を交付し、これら受信を宅下げの際に至っても、自身で消したり、刑務所側が消したりもせず宅下人へ送付手続を執り、したがって周知出来る情報源であること

からして、以て不開示につき、理由はない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求は、審査請求人が仙台矯正管区長（処分庁）に対し、令和4年12月5日受付保有個人情報開示請求書により、本件対象保有個人情報の開示請求を行い、これを受けた処分庁が、その一部を不開示とする決定（原処分）を行ったことに対するものであり、審査請求人は、原処分において不開示とされた部分のうち、特定法人のファクシミリ番号及び審査請求人本人が原処分が行われた時点で現に収容されていた居室等収容場所に関する情報（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分について

本件対象保有個人情報は、特定刑事施設において保有する審査請求人本人の診療記録に記録された保有個人情報であるところ、本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分については、特定法人のファクシミリ番号

であり、当該情報は法78条各号に規定される不開示情報に該当せず、開示することが相当である。

(2) 本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分以外の部分について

本件不開示部分のうち、別表に掲げる部分以外の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）は、審査請求人本人が原処分が行われた時点で現に収容されていた居室等収容場所に関する情報が記録されており、当該情報を開示することにより、規律違反行為、逃走、身柄の奪取、その他の異常事態をじゃっ起させ、又は同行為等をじゃっ起しようとする者が、これらの情報を利用し、効果的な方法等を考案するなどし、その発生の危険性を高めることが考えられ、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれが認められることから、当該情報は、法78条5号に規定される不開示情報に該当する。

3 原処分の妥当性について

以上のとおり、本件不開示部分について、別表に掲げる部分を除き、法78条5号に規定される不開示情報に該当すると認められることから、原処分のうち、本件不開示維持部分を不開示とした決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年3月9日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月23日 審議
- ④ 同年4月3日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 令和6年1月26日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条5号及び7号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分のうち、本件不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別表に掲げる部分を除き、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分のうち、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（本件不開示維持部分）の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件不開示維持部分は、特定刑事施設において保有する別紙の1及び2の文書に記録された保有個人情報のうち、審査請求人本人が原処分が行われた時点で現に収容されていた居室等収容場所に関する情報が記録されている部分と認められる。

当該収容場所については、審査請求人本人が承知している情報であるとは認められるものの、これを開示することにより、規律違反行為、逃走、身柄の奪取、その他の異常事態をじゃっ起させ、又は同行為等をじゃっ起しようとする者が、これらの情報を利用し、効果的な方法等を考案するなどし、その発生の危険性を高めることが考えられ、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある旨の上記第3の2(2)の諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

そうすると、本件不開示維持部分は、これを開示することにより、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法78条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、審査請求書において、処分庁から「行政不服審査法19条5項の教示がない」と主張しているが、当審査会において、諮問書に添付された開示決定通知書(写し)を確認したところ、同通知書において、原処分に対する不服申立て等に係る教示は適切にされており、処分庁の対応に違法は存しないから、この点の審査請求人の主張は採用できない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法78条5号及び7号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同条5号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

#### (第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢麿, 委員 中村真由美

別表（諮問庁が新たに開示する部分）

対象文書	開示する部分	開示箇所
別紙の1	20枚目及び21枚目	不開示部分全部

別紙 いずれも特定刑事施設保有

- 1 診療録（特定年月日Aから特定年月日Bまで）
- 2 新型コロナウイルス接種予診票
- 3 心電図（特定年月日Cから特定年月日Dまで）